



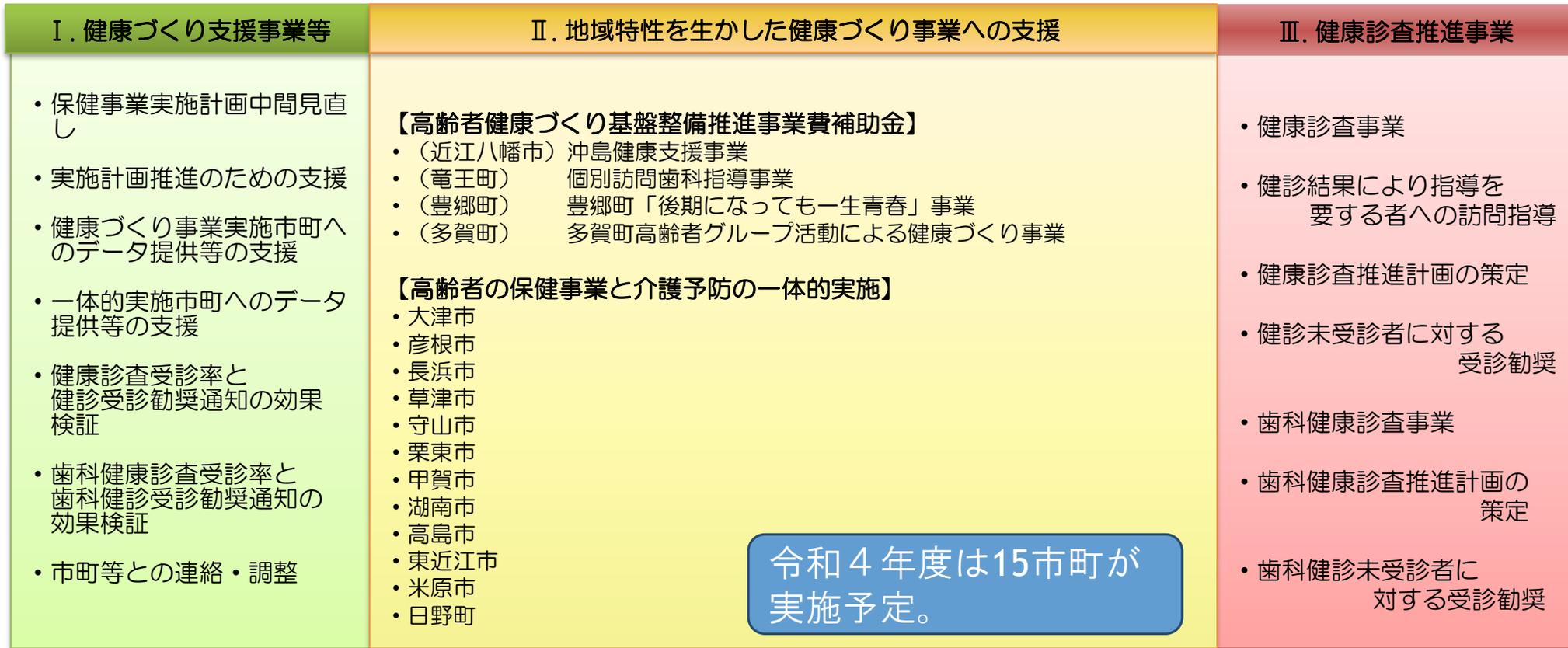
高齢者の保健事業と介護予防の 一体的実施の事業概要について

滋賀県後期高齢者医療広域連合

- 1. 滋賀広域の後期高齢者保健事業**
- 2. 一体的実施の概要**
- 3. 市町への支援**

1. 滋賀広域の後期高齢者保健事業

～高齢者の健康寿命の延伸・医療費の適正化をめざして～

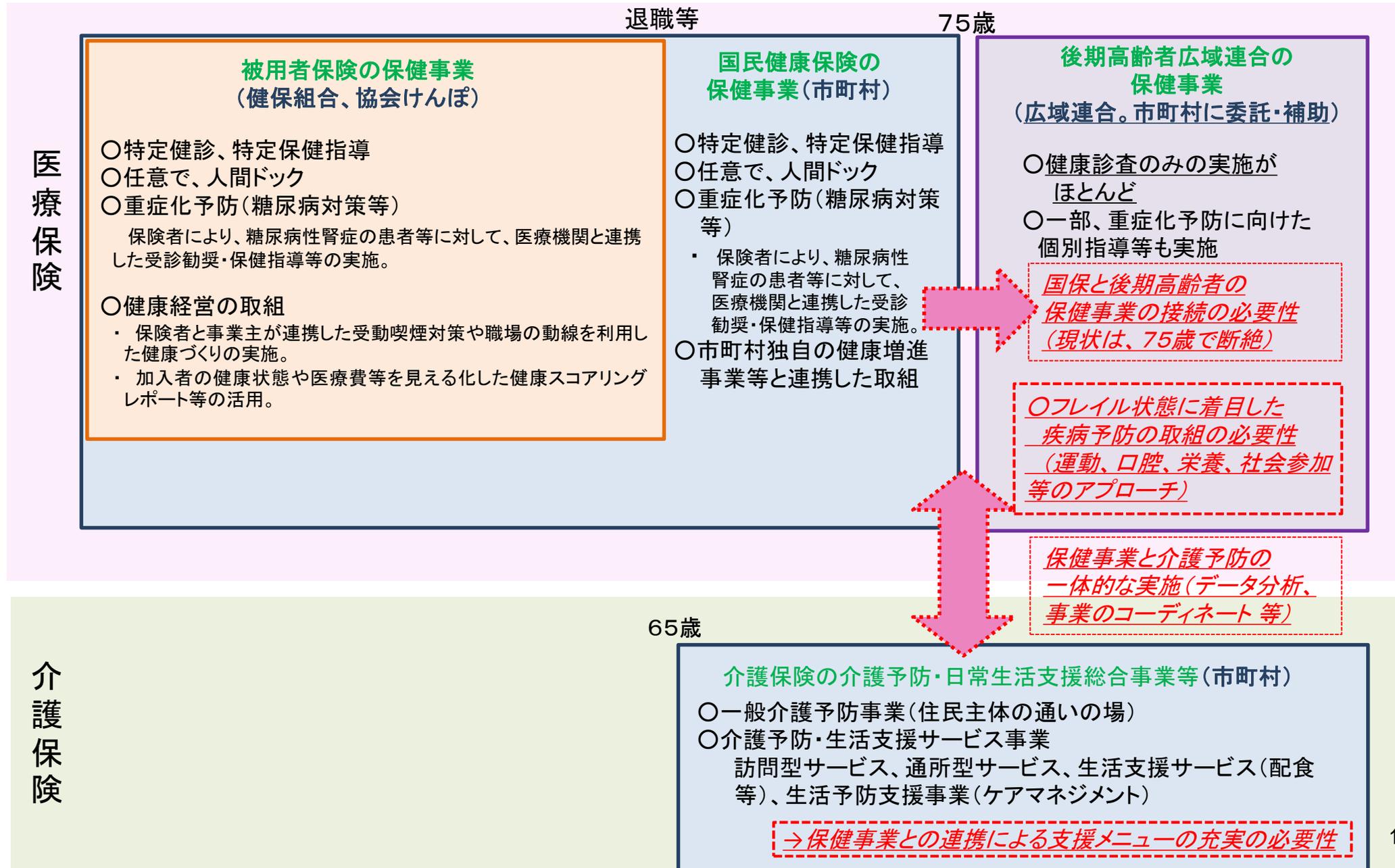


令和4年度は15市町が実施予定。



2. 一体的実施の概要

保健事業と介護予防の現状と課題(イメージ)



高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）

市町村が一体的に実施

④多様な課題を抱える高齢者や、閉じこもりがちで健康状態の不明な高齢者を把握し、アウトリーチ支援等を通じて、必要な医療サービスに接続。

国保中央会・国保連が、分析マニュアル作成・市町村職員への研修等を実施

医療・介護データ解析

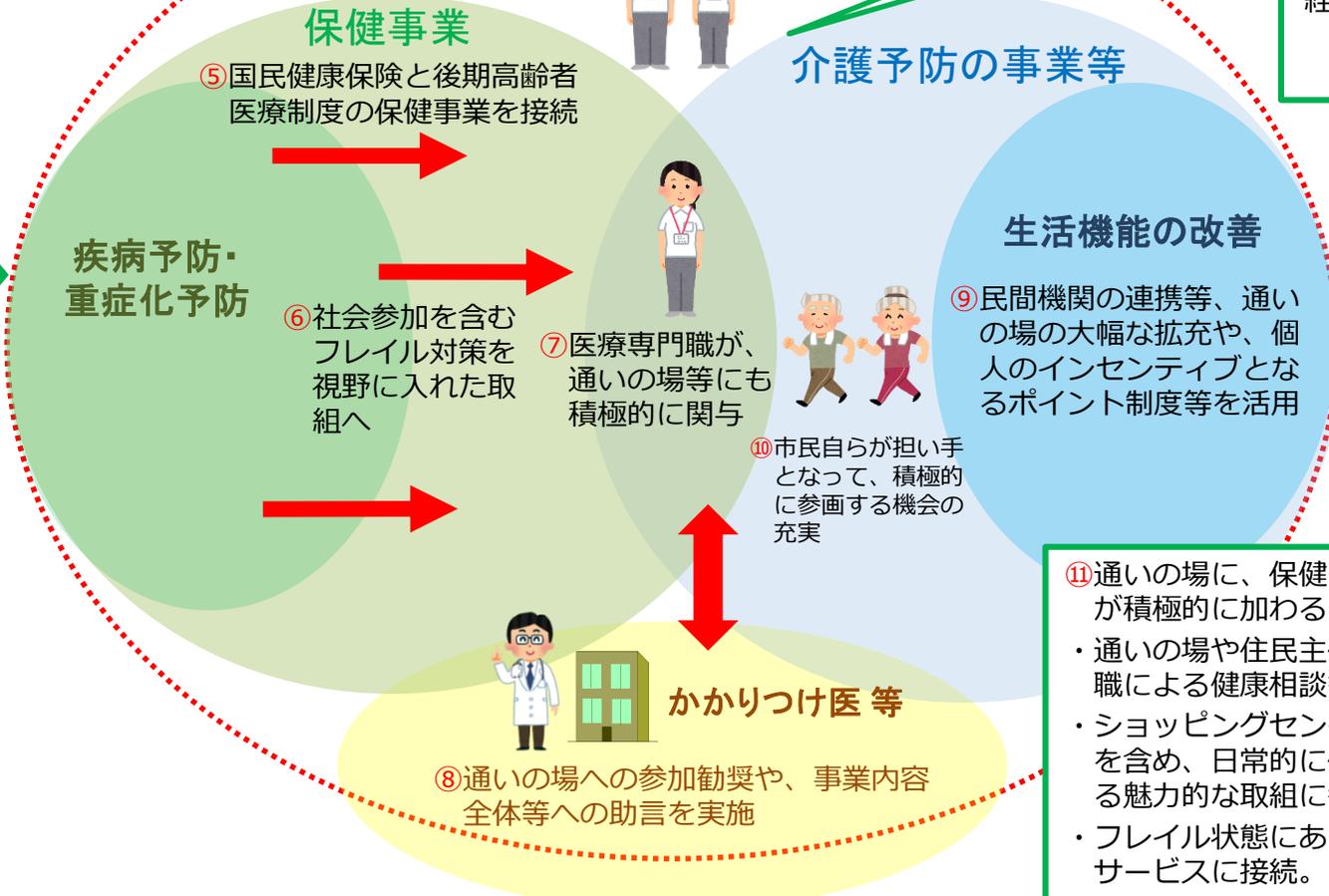
- ②高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を一括把握
- ③地域の健康課題を整理・分析



①事業全体のコーディネートやデータ分析・通いの場への積極的関与等を行うため、市町村が、地域に保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の医療専門職を配置

経費は広域連合が交付（保険料財源＋特別調整交付金）

高齢者
※フレイルのおそれのある高齢者全体を支援



⑤国民健康保険と後期高齢者医療制度の保健事業を接続

疾病予防・重症化予防

⑥社会参加を含むフレイル対策を視野に入れた取組へ

⑦医療専門職が、通いの場等にも積極的に関与

⑩市民自らが担い手となって、積極的に参画する機会の充実

生活機能の改善

⑨民間機関の連携等、通いの場の大幅な拡充や、個人のインセンティブとなるポイント制度等を活用

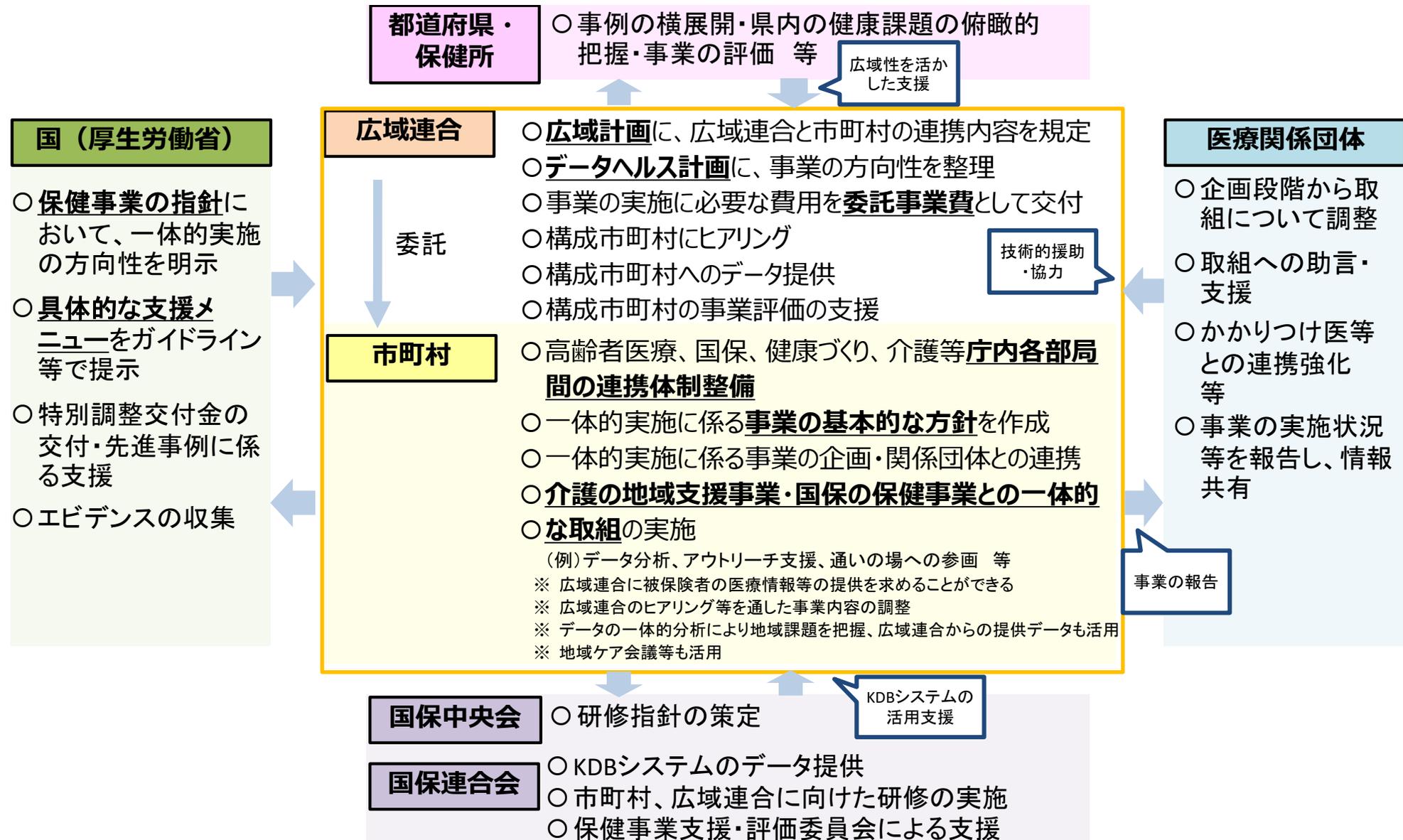
かかりつけ医等

⑧通いの場への参加勧奨や、事業内容全体等への助言を実施

⑪通いの場に、保健医療の視点からの支援が積極的に加わることで、
 ・通いの場や住民主体の支援の場で、専門職による健康相談等を受けられる。
 ・ショッピングセンターなどの生活拠点等を含め、日常的に健康づくりを意識できる魅力的な取組に参加できる。
 ・フレイル状態にある者等を、適切に医療サービスに接続。

第4. 各自治体における体制の整備等について

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、**高齢者の保健事業**について、
 広域連合と市町村の連携内容を明示し、**市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施。**



滋賀県後期高齢者医療第4次広域計画（令和2年4月）（抜粋）

第3章 基本方針

広域連合は、基本理念に基づき、次に掲げる基本方針に従って後期高齢者医療制度の運営を行います。

1 （略）

2 保健事業の推進

当広域連合では、健康診査をはじめ健康診査受診者訪問指導、市町が行う地域の特性を生かした健康づくり事業への支援など様々な保健事業を実施してきました。

今後も引き続き、市町と緊密に連携・協力して保健事業に取り組み、被保険者の健康の保持増進や健康寿命の延伸を図るとともに、新たに高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業を実施していきます。

第4章 広域連合及び関係市町が行う事務

1 広域連合が行う事務

(1)～(3)（略）

(4) 保健事業に関する事務

被保険者の健康の保持増進や健康寿命の延伸を図るため、市町と緊密に連携・協力し、健康診査の実施及び未受診者への受診勧奨や地域特性を生かした健康づくり事業への支援等を行います。

また、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施について、効果的かつ効率的に進めるため、「第3章 基本方針」に基づき、事業の連携内容を明確にした上で、市町に事業実施を委託するとともに、各種支援や調整等を行います。

2 市町が行う事務

(1)～(3)（略）

(4) 保健事業に関する事務

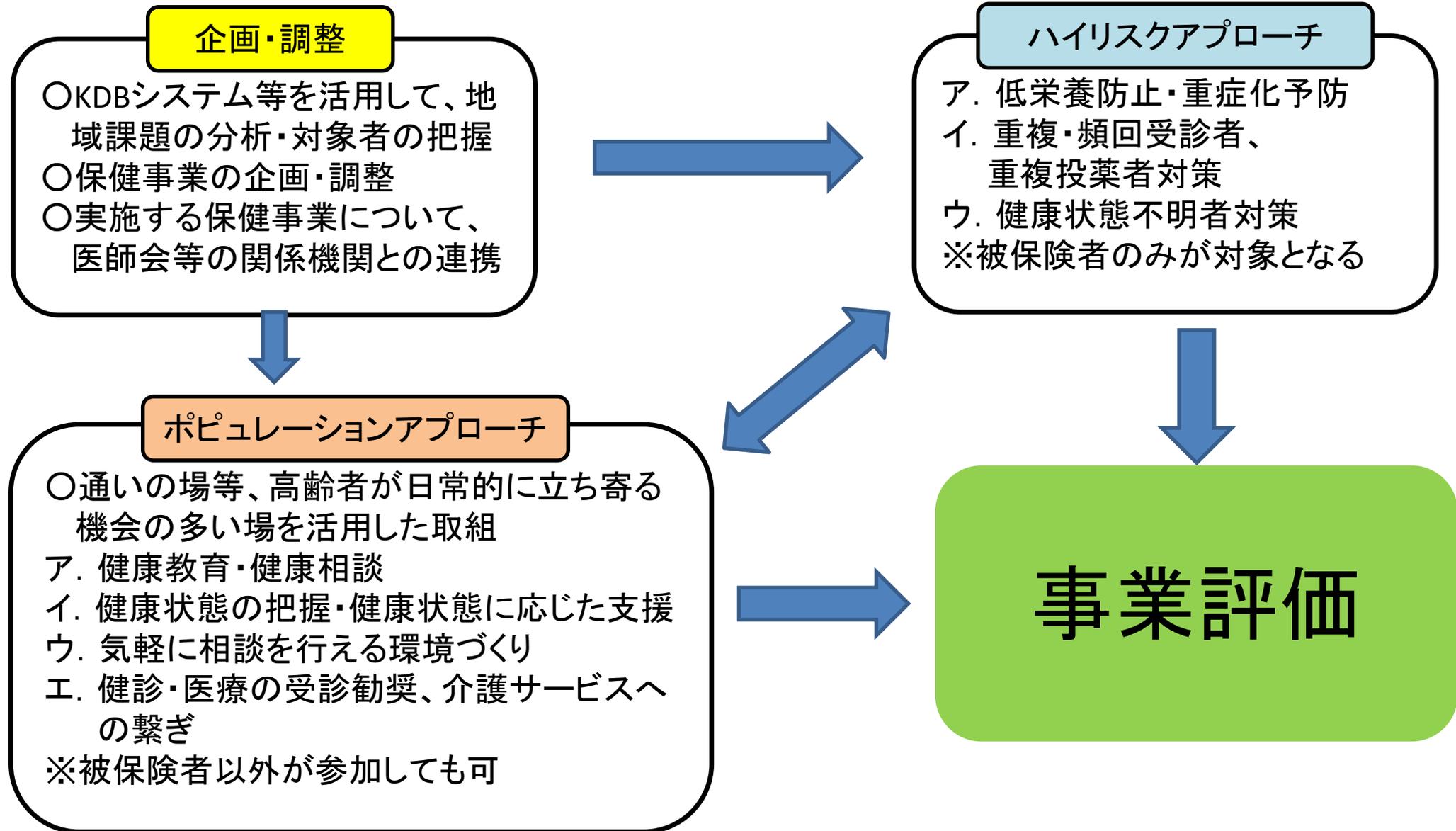
被保険者の健康の保持増進や健康寿命の延伸を図るため、広域連合と緊密に連携・協力して健康診査の実施及び未受診者への受診勧奨や地域特性を生かした健康づくり事業等を行います。

また、広域連合から委託を受けた高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施について、地域特性に合わせた事業内容を含む市町における方針を定め、事業を行います。

滋賀県後期高齢者医療広域連合保健事業実施計画（第2次） （令和3年3月改訂）（抜粋）

（6）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施					
事業	指標	現状値（H28年度）	中間値（H32年度） R2	目標値（H35年度） R5 （アウトプット）	効果/成果 （アウトカム）
ア 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	実施市町数	—	—	全市町(19)	後期高齢者の健康状態の維持向上/地域の健康課題の解消
<p>【目的及び概要】</p> <p>高齢者は複数の慢性疾患に加え、フレイル状態になりやすいことや、認知機能・社会的なつながりが低下するといった多様な課題があります。そのような課題に対応するため、国が示した「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に令和2年度から各市町・県・関係団体との緊密な連携・協力のもと取り組み、高齢者の特性を踏まえた健康づくり等を効果的かつ効率的に実施します。</p> <p>【実施方法】</p> <p>広域連合から市町への委託により実施</p> <p>【事業実績】</p> <p>令和2年度：3市</p> <p>【方向性】</p> <p>健康寿命延伸プランにおいて、2024年度（令和6年度）までにすべての市区町村での「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を目指すこと示されていることから、積極的に事業の推進を図るとともに、各市町に対し、継続的な支援を行います。</p>					

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の保健事業の流れ



ア. 低栄養防止・重症化予防

- 大津市(口腔、糖尿病性腎症) ○彦根市(低栄養、口腔機能、その他の生活習慣病、その他)
- 長浜市(その他の生活習慣病) ○草津市(糖尿病性腎症) ○守山市(その他の生活習慣病)
- 栗東市(糖尿病性腎症、その他の生活習慣病) ○甲賀市(その他の生活習慣病)
- 湖南市(糖尿病性腎症、服薬) ○高島市(糖尿病性腎症、その他の生活習慣病)
- 東近江市(糖尿病性腎症、その他の生活習慣病)
- 米原市(糖尿病性腎症、その他の生活習慣病) ○日野町(低栄養、その他の生活習慣病、その他)

イ. 重複・頻回受診者、重複投薬者対策

実施市町なし

ウ. 健康状態不明者対策

- 大津市 ○彦根市 ○長浜市 ○守山市 ○湖南市 ○米原市

3. 市町への支援

令和4年度特別調整交付金交付基準のポイント

1. 保健事業について

(1) 日常生活圏域の取組に係る考え方について

地域の実情に即した事業内容になるのであれば複数圏域を1圏域として保健事業を実施することが可能となった。

→事前に広域連合に相談をしてください。

(2) 健康状態が不明な高齢者等への支援について

取組内容が交付基準内で明確化された。

複数圏域を1圏域とした場合は、交付額について1圏域分しか計上できない。

2. 企画・調整等を担当する医療専門職について

(1) 企画・調整等を担当する医療専門職の配置について

他の財源で人件費を見ている医療専門職を企画・調整等を担当する医療専門職として配置できることとなった。

→事前に広域連合に相談してください。

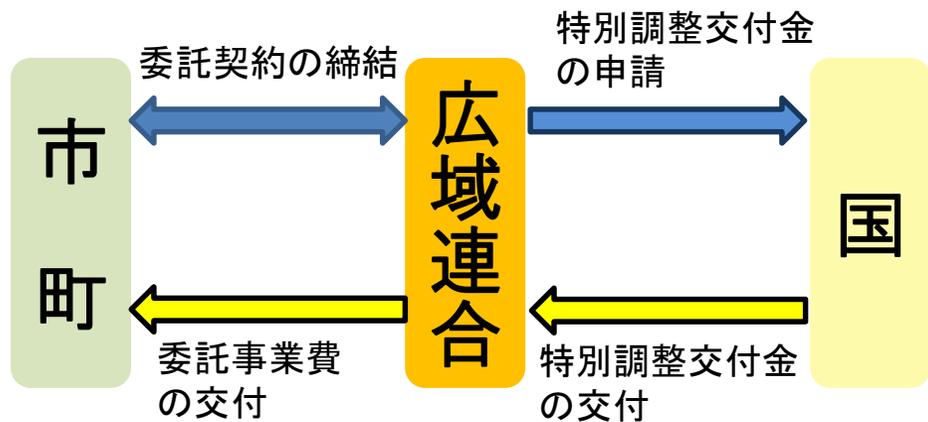
交付の対象となる事業の条件

- ・広域連合が一体的実施等の保健事業を市町村に委託
- ・委託を受けた市町村は次の医療専門職を配置して事業を実施
 - ①健康課題の把握・分析、事業の企画・調整・分析、評価等を行う**保健師**等の医療専門職
※原則**専従の正規職員**を念頭(市町の実情により専従の医療専門職が配置できない場合は兼務としても差し支えない)
 - ②各地域(**日常生活圏域**)において個別訪問等や通いの場等への積極的関与の支援を行う
医療専門職(保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等)
※常勤、非常勤ともに可
- ・事業の実施に当たって、保健事業の一部を関係機関、関係団体に委託することも可
→必ず事前に広域連合までご相談ください。

交付上限額

- ①企画・調整等の業務に要する費用
→ 一人あたり580万円が上限
- ②個別的な支援や通いの場等への関与等の業務に要する費用
→【人件費】「350万円×事業を実施する日常生活圏域数」が上限
※ただし、一人あたり350万円が上限となる。
→【その他経費】事業を実施する日常生活圏域ごとに50万円が上限

イメージ図



委託事業費の財源



地域を担当する医療専門職の人件費計上

350万円 × 日常生活圏域数

(人件費)

雇用者に支払う給料のほかに、各種手当や賞与、社会保険料等の福利厚生費、住居手当など、雇用によって発生する様々な費用

- ・正規職員
- ・会計年度任用職員
- ・日々雇用
- ・市町の予算科目：給料等

日常生活圏域におけるその他経費計上

日常生活圏域ごとに50万円

- ・講演会、研修会の講師の謝礼金など
- ・雇用契約のない日々雇用
- ・市町の予算科目：報償費等

支援内容

- (1) 後期高齢者保健事業従事者への支援(知識の習得・能力向上等)
 - 後期高齢者保健事業基礎力向上研修会
 - 高齢者の保健事業セミナー
 - 高齢者健康づくり事業推進フォーラム
 - 企画調整担当者意見交換会
- (2) 後期高齢者保健事業への支援
 - 保健事業支援・評価委員会
 - 広域連合保健事業アドバイザー事業
 - 後期高齢者ヘルスサポート事業
- (3) データ作成等への支援
 - KDBシステム操作・活用支援
 - データ作成・提供

問合せ・依頼先

- 一体的実施内容(保健事業の内容、経費等)、データ提供依頼、保健事業アドバイザーに関すること
→後期高齢者医療広域連合 総務企画課
- KDB・特定健診システム等の操作方法、保健事業支援・評価委員会、後期ヘルスサポート事業に関すること
→国民健康保険団体連合会 企画・保健課

その他、お困りごとなどがありましたらお気軽に広域連合までご相談ください！